○東松山市いきいきパス・ポイント事業実施要綱

令和2年5月21日 決裁

改正 令和3年3月4日決裁

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、地域、企業及び行政が一体となって、高齢者の外出意欲を高め、健康増進を図ることにより、高齢者の社会参加及び生きがいづくりを推進することを目的とする東松山市いきいきパス・ポイント事業(以下「事業」という。)を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。(ポイントカードの交付対象者)
- 第2条 いきいきパス・ポイントカード(様式第1号。以下「ポイントカード」という。)の交付対象者(以下「対象者」という。)は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により市の住民基本台帳に記録されている者であって、満65歳以上のものとする。

(事業内容)

- 第3条 事業内容は、次のとおりとする。
 - (1) 市長が定める事業に対象者が参加し、ポイントカードを提示した場合に、 奨励品と交換することができるポイントを付与するもの
 - (2) 事業の趣旨に賛同した店舗、施設、企業等(以下「協賛店」という。) が、対象者からポイントカードの提示を受けた場合に、割引等のサービス (以下「サービス」という。)を提供するもの

(ポイントカードの交付)

- 第4条 ポイントカードは、65歳に達した者にあっては65歳に達した日の 属する月の翌月、65歳以上の者であって市外から転入したものにあっては 転入した日の属する月の翌月に郵送により交付する。
- 2 前項の規定にかかわらず、対象者は、申し出により窓口等でポイントカードの交付を受けることができるものとする。

(譲渡、不正使用等の禁止)

第5条 ポイントカードの交付を受けた者は、当該ポイントカードを他人に譲渡し、若しくは貸与し、又は担保に供してはならないものとする。

(ポイントカード等の返還)

- 第6条 市長は、対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、ポイントカードの返還を求めるものとする。
 - (1) 対象者に該当しなくなったとき。
 - (2) 前条の規定に違反したとき。
 - (3) 不正な手段によりポイントカードの交付を受けたとき。
 - (4) ポイントカードの使用について不正の行為をしたとき。
- 2 市長は、前項第2号から第4号に該当する者であって、次条第3項の規定 により奨励品の贈呈を受けたものに対しては、当該奨励品の返還を求めるも のとする。

(奨励品への交換等)

- 第7条 対象者は、ポイントを奨励品に交換しようとする場合は、いきいきパス・ポイント事業奨励品交付申込書(様式第2号)にポイントの付与を受けたポイントカードを添えて、市長に提出しなければならない。
- 2 前項の規定による申込書の提出は、1年度につき1回限りとする。
- 3 市長は、第1項の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、 適当と認めるときは、速やかに第1項の規定による申込者に対し、奨励品を 贈呈するものとする。
- 4 前項の規定による奨励品の贈呈を受けた者に対しては、奨励品の郵送に合 わせて新しいポイントカードを交付する。

(ポイント数及び奨励品)

- 第8条 第3条第1号の奨励品と交換することができるポイント数及び奨励品 は、次のとおりとする。
 - (1) 5ポイント 東松山市商工会が発行するぼたん圓(以下「ぼたん圓」という。) 500円分
 - (2) 10ポイント ぼたん圓1,000円分

- (3) 15ポイント ぼたん圓2,000円分
- (4) 20ポイント ぼたん圓3,000円分
- (5) 25ポイント ぼたん圓4,000円分
- (6) 30ポイント ぼたん圓5,000円分

(ポイントの付与期間)

- 第9条 ポイントの付与期間は、ポイントカードの交付を受けた日から、ポイントカードに初めてポイントの付与を受けた日が属する年度の2月末日までとする。
- 2 第7条第4項の規定によりポイントカードの交付を受けた者に対する前項 の規定の適用については、「ポイントカードの交付を受けた日」とあるのは 「ポイントカードの交付を受けた日が属する年度の翌年度の4月1日」とす る。

(ポイントの失効)

- 第10条 ポイントは、前条第1項に規定する期間の末日が属する年度の末日 をもって失効するものとする。
- 2 対象者がポイントカードを紛失した場合は、当該紛失したポイントカード に付与されていたポイントは、失効するものとする。

(協賛店の登録等)

- 第11条 協賛店の登録を受けようとする者は、店舗ごとにいきいきパス・ポイント事業協賛申込書(様式第3号)を市長に提出するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による申込みを受けたときは、内容を確認の上、協賛 店として登録するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、市長は、協賛店として不適当なものの登録を拒むことができる。

(協賛店が提供するサービス)

- 第12条 協賛店が提供するサービスは、当該協賛店が任意に定めるものとする。
- 2 サービスの提供に要する経費は、協賛店の負担とし、市は協賛店に対し経

費の補填は行わない。

(協賛店への協賛ポスター等の交付)

- 第13条 市長は、協賛店に対し、協賛店である旨を表示した協賛ポスター等 を交付するものとする。
- 2 協賛店は、前項の協賛ポスター等の取扱いについて、次に掲げることに留 意するものとする。
 - (1) サービスの内容を所定の位置に記載し、対象者が見やすい位置に掲示すること。
 - (2) サービスの内容を変更するときは、変更の日以後、速やかに記載事項を変更すること。

(協賛店登録の変更又は廃止)

第14条 協賛店を営む者は、第11条第1項の規定による申込みの内容を変更し、又は協賛を廃止しようとするときは、変更し、又は廃止する日の1か月前までに、いきいきパス・ポイント事業協賛内容変更・廃止届(様式第4号)を市長に提出するものとする。ただし、市長が、特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

(協賛店登録の取消し)

- 第15条 市長は、協賛店が次のいずれかに該当するときは、登録を取り消す ものとする。
 - (1) 前条の規定による廃止届の提出を受けたとき。
 - (2) サービスについて不適切な取扱いをする等のこの事業の趣旨を大きく 逸脱した行為を行ったとき。
 - (3) その他市長が協賛店としてふさわしくないと認めたとき。
- 2 前項の規定により登録を取り消された協賛店は、交付された協賛ポスター 等を速やかに市長に返還しなければならない。

(協賛店一覧の公表)

第16条 市長は、協賛店の登録情報を公表するものとする。

(事業の委託)

第17条 市長は、事業の運営及び管理の全部又は一部を、適切な運営を行う ことができると認めるものに委託することができる。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、 市長が定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

(東松山市いきいきパスポート事業実施要綱の廃止)

2 東松山市いきいきパスポート事業実施要綱(平成24年7月4日決裁)は、 廃止する。

(経過措置)

- 3 この要綱の施行の際現に前項の規定による廃止前の東松山市いきいきパスポート事業実施要綱の規定により交付されたいきいきパスポートは、第4条の規定により交付されたポイントカードとみなす。
- 4 この要綱の施行の際現に登録されている附則第2項の規定による廃止前の 東松山市いきいきパスポート事業実施要綱第8条の協賛店は、第11条第2 項の規定により登録された協賛店とみなす。

(準備行為)

5 第13条の規定による協賛店への協賛ポスター等の交付は、この要綱の施 行の目前においても行うことができる。

附 則(令和3年3月4日決裁)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)



年 月 日

東松山市長 宛て

いきいきパス・ポイント事業奨励品交付申込書

いきいきパス・ポイント事業のポイントが貯まったので、下記のとおり申し 込みます。

記

	·				
ふりがな					
氏名		生年月日	年	月	日
住所	東松山市				
電話番号	()				
加入医療保険	※該当する□にチェック □ 国民健康保険 □				その他
ポイント数	ポイント				
	※該当する□にチェック	をしてください。			
	□ 5ポイント ⇒ 500円分				
奨励品 (ぼたん圓)	□ 10ポイント ⇒ 1,000円分				
	□ 15ポイント ⇒ 2,000円分				
	□ 20ポイント ⇒ 3,000円分				
	□ 25ポイント ⇒ 4,000円分				
	□ 30ポイント ⇒ 5,	,000円分			

- ※ 添付書類 ポイントが貯まったいきいきパス・ポイントカード
- ※ この申込書が提出されたときは、この事業の効果を検証することを目的として、市が保有する国民健康保険又は後期高齢者医療保険の医療費情報を使用することに同意したものとみなします。

東松山市長 宛て

いきいきパス・ポイント事業協賛申込書

いきいきパス・ポイント事業の趣旨に賛同し、下記のとおり協賛店として申し込みます。

記

特典内容		
	(例)・対象商品1割引	・1,000円以上お買い上げで粗品進呈 等

	区分	買物 飲食 その他 (遊び・学び) いずれかに	理容・美容 ○を付けてください。
店舗・施設情報	名称			
	所在地	〒		
	電話番号		FAX番号	
	メールアドレス			
	営業時間	時 分 ~ ※24時間表記で記入		分
	定休日			
	ホームページ	有 · 無		
	PRコメント			
	駐車場	有 · 無	バリアフリー	有・無
連絡先	担当者	所属:	氏名:	
	電話番号			
	備考	注		

注 この申込書の特典内容欄、店舗・施設情報欄につきましては、市ホームページ等で公開いたします。公開を希望しない項目がある場合は、備考欄にお書きください。

東松山市長 宛て

いきいきパス・ポイント事業協賛内容変更・廃止届

協賛店名称	

- ※ 該当する□にチェックをしてください。
 - □ 協賛内容を以下のとおり変更したいので届け出ます。
 - □ 協賛を廃止したいので届け出ます。 廃止理由 (
- (1)変更又は廃止日

年 月 日

(2)変更内容 ※変更のある項目だけ記入してください。

	名称	
店舗・施設情報	- H - M	
	所在地	〒
	電話番号	FAX番号
	メールアドレス	@
	ホームページ	有・無
	営業時間	時 分 ~ 時 分 ※24時間表記で記入してください。
	定休日	
	PRコメント	
	駐車場	有 ・ 無 バリアフリー 有 ・ 無
連絡先	担当者	所属: 氏名:
	電話番号	
	備考	

※ 特別の事情がない限り、変更・廃止の1か月前までに届け出てください。

様式第1号(第2条関係)

様式第2号(第7条関係)

様式第3号(第11条関係)

様式第4号(第14条関係)